「あれに云わせて」「俺には云わせぬか」ということになって、甚だ編集部としては企画性がないようだが、機関紙は組合員一人一人のものであるという観点から、三度び「俺にも云わせろ」を特集した。云いたいこと、云い足らないことをどしどしよこして下さい。そしてとつくりと批判して、明日への闘いの第一歩を踏み出してもらいたい。

政黨と労働組合

佐田　啓二

現在日本には階級政党として社会党と共産党とがあります。共産党も大衆的階級政党だと主張しています。

労働組合は二つの政党に対してどういう態度をとらなければならないか？

労働組合の政党支持の自由の問題は、労働者階級の要求を実現するためにたたかつている政党が社会党と共産党と二つあるという現実から生ずる労働者階級内部の問題だろうと思います。社共両党が他を排除して組合の支持を独占するようなことをしてはならない。また組合も機関の決定として両党いずれかの支持を組合員に強制してはならないと思います。組合の政党支持の自由ということを、階級性を抜きにして考え、組合の政治的中立を主張して、企業内の経済闘争に限ろうとするのは間違いだと思います。これは労働者階級の利害に関する重要な政治闘争を組合が自ら放棄することになり、反動勢力を利し、決して我々のためにはならないと思います。労働組合は思想、信仰政見を異にする労働者の組織であり、組合員の要求を実現するために闘う階級的組織であるから、常に階級的立場から考えなければならないと思います。

政党支持の自由は、組合員の政治的自覚を高め、組合の階級性と闘争力をつよめ、組合員の実現をはかるためのものであつて、政治的中立を意味するものではないと思います。

組合の政党支持の原則にもとづいて、両党が相互の政策方針をみとめあい、相互批判をし、労働者階級と国民の要求を実現するために努力し、組合も両党の協力と統一のために努力すべきであると思います。

機械的統一は無理

佐田さんの主張に対しては異見はありません。もとより政党と組合はその本来の目的なり仕事の分野が違いますし、それを構成する人々の関係もまた違つていますが、最近のように階級対立が激化され、それが必然的なものであることが理解されるならば、労働組合は階級政党を通じて組合の主張を生かし同時に階級政党の主張の実践部隊として活動する場合が、必要となることも理解されるでしょう。ただ階級政党の強化育成に急なるのあまり、日常の経済闘争がせい一ぱいで政治的には未成熟な人々を多く抱えこんでいる組合内部に政党色を生のまま持ちこむことは十分注意せねばならないことです。

なお政党にはそれぞれに政策があり、綱領も違いますので、機械的に階級政党だからといつて統一を要望するわけには行きませんが、共通の目的に向つては当然に協力関係も生れましょうし、その努力もしなければなりません。

（編記局）

鉱山税について

本所　大橋　横一

鉱山税率〇、一%引上げについては、昨年の議会で多数野党議員によつて否決され、三十二年度六千万円近くの赤字を持つ市財政に影響を生じた事は事実で教育行政一つ考えても老朽校舎の補修は勿論児童激増による校舎増築も不可能な状態で、敗戦後の二部授業の再現という次代を背負う少年の学力低下の問題、二十一万市民大衆の生活に「シワヨセ」され、一部特権階級のみが神武以来の好況の恩恵に浴し、資本主義社会の矛盾を痛感し憤激せざるを得ない。

勿論六十年以来の伝統を持つ三井鉱山御営利会社であり、税金並びにその他支出については、極力最少限に抑え、利潤をあげる事が独占企業営利会社の経営方針である事は百も承知しながら余りにも矛盾に憤慨を感じさせられる会社利益代表議員とそれにつながる地域選出一部保守系議員が市民代表を忘れ、自己欲に没頭し、選挙口約を無視した議員は断じて許すべきでない。〇、一%税率引上げ否決による市税減収一、〇〇〇万円は市民大衆に「シワヨセ」である事を銘記すべきである。革新議員の中にも自宅の改修附属建物の新築等をなし組織代表であり、市民の代表を忘れた議員のある事も忘れてはならない。議員の行動議会の動きについては、保守革新を問わず、絶えず注視し自己欲、権利欲、名誉欲に没頭するボスは議会人として資格なく十分自己反省し選挙口約を忠実にまもるよう努めるべきであり、選挙人も組織内部の役員、委員の選出は勿論議会に送る代表者選定にも慎重に検討し、人生幸福のためボス排除に熱考すべきである。炭価改訂と税率引上げについては議員も神武以来の好況を忘れず、議会に再提出し、市税増収を計るべきである。

實質獲得に努力

お問合せの鉱産税についてはお説の通り昨年の三月本議会で全く文字通り保守革新の二派にわかれて市政始つて以来の白熱的論戦が展開されましたものの遂に多数決の前に年間増収四百五十万円と相殺された形となりいなめられた政治がなされましたが片や荒尾市においては、最高税率の〇、二%が事もなく同じ相手の三井鉱山でありながら可決されているところに注目していただきたいと思います。ではその後鉱産税についてはそのまま放置しているのかというとそうではありません。今度の三月本予算会議が開かれるまでには産業博覧会推進状況とにらみ合せたなかに保守議員の中でも中立的立場の人達の理解を深める努力をなし遂に一応本議場において「議会側の提案としてでも出す用意あり」というところまで進みましたが、残念ながら過半数を割し得るところまでにならず終りましたが、それではと次の考えのもとに展開したのは鉱産税の客体にふれ%はあげなくても課税客体闘争をなすべきだと論及したわけです。例えば石炭の値段は一カロリー当り一円位するのが五十七銭から六十銭位で申告されて居り（鉱産税が一円で申告されたとしますと三十年度の五千八百万円は八千百万円となります）その他カロリーの相違点などや地方税法五百二十五条に基く調査権を発動し、徹底した調査をなすべき等、市の税務課等にも強く要望しその後もいろいろと研究して鉱産税の実質獲得に努力しております。

（政治局）

団結を感情で論ずるな

三川　藤末　克巳

実は二回にわたつて会社貯金に対する池田さんの意見について、少し疑念があるので述べて見ます池田さんのご意見は、会社貯金を労金に切替えることは必要だが、やり方がいけない、というようだと読んだのですが、一体この人は労金育成の方が本心なのか、会社貯金を弁護しているのか、一体どつちなのか、どうもあいまいな所があるような気がして仕方がありません。というのは一回目の意見では労金育成の点が出ていたが、二回目の論では〝ある人が、ずばりいつて会社の広告文のようだ、といつていたが〝労金育成より会社貯金を弁護し奨励しているように思えました。

ところで池田さんの意見の中で組合運動について実に寛大だと思える点が二つ程あります。

一、は二回目の第三項の「会社貯金が会社の首切りになると理解しても、十万円で年四千円の利益を犠にふることは辛いことです」ということですが、これは一体どういうことでしょうか。年四千円の利益のために、首切りも仕方がないというご意見の様ですが、これはかつて首切働告を受けて、三鉱連並びに全日本の労働者の援助を受けて、百十三日を闘い、復職出来た、池田さんのご意見でしようか。若し明らかに四千円の利子が首切りを招くなら、ちゆうちよなく、利子を捨て、首を守るべきです。いかに個人の利益の名においても、労働者の生活を奪うことは許されません。団結は賃上げの時だけ必要なのではなく首切りの時、むしろ基本的な労働者の生活権を奪われる時こそ真の強い団結が必要と思います首切りを認める団結は、団結とはいえない。

二、は池田さんは終始団結の中心が感情でなり立つているような論議を進められています。組合が感情中心でなり立つていないのと同様、感情のみで団結がかたまつたり、こわれたりするものではありません。〝生活を守る〟〝労働条件を高める〟このように資本家に対して労働者の経済条件を守るのが組合の目的なのです。この目的に外れたことをすれば団結は弱りますこの目的を正しく追求すれば団結は強まります。

又組合内部の問題とか、団結の問題を感情で論じないで下さい感情でかたまつたり、こわれたりするような団結は、本当の団結があるとはいえません。特に会社貯金という経済の利害がからまつている問題では、極力感情を抑え、理性による冷静さと忍耐が必要なのです。組合員の誰もが、自分の感情がこわれたから、団結をこわしても良いという権利はないはずです。それにとにかく感情というものは自分中心になり勝ちなものです。感情中心に物事を論ずれば団結はこわれます。組合運動というものは、自分の利益と他の組合員（大衆）の利益が一致した形でしか進められないものです。いくら自分に利益があるといつてもそれが大衆の利益を損う場合には自分の利益を犠牲にしなければならない場合があるものです。すべての組合員が、自分の個人的利益を中心にして、他に損害を与えて構わないというなら、団結など一時間も保てません。

次にもう一つつけ加えたいのは、会社貯金をしている人達の感情をこわすことを非常に恐れている池田さんが、組合の呼びかけに応じて会社貯金から労金に切替えた、つまり積極的に協力してくれる人達の感情について、全然考えが及んでいないようですが、この点いかがでしようか。池田さんの意見を読んで、カツとなつて池田さんに感情的な反感をもつた人を何人か知つています。このような人たちの感情を傷つけても団結はこわれないのですか。なおこの人たちは「池田さんの主張が正しいならなにも損してまで労金に貯金する必要はない、会社貯金に切替える」といつております。

つまり池田さんの主張は結果的には会社貯金を労金に切替えさせることでなしに、労金を会社貯金へ切替えさせるための宣伝の役割を立派に果したことになります。これについて池田さんの責任は決して軽いものとは云えないと思います。

最後に会社貯金を労金に切替えることに対する私の意見は、これは感情問題でなく、経済問題であるので、非常にむづかしい問題と思います。又必ずしも会社貯金を全面的に否定するものでもありません。中には特別な人がいるのですつと割り切れないような気がします。併し出来るかぎり会社貯金を労金に切替えることで組合に積極的に役立ちたいと考える人が増えることが望ましいものです。いずれ「あー云うな、こう云うな」ということでなしにすべての意見を出し合つて、個人の利益を尊重しつつも、組合運動を前進させるよう、具体的に論じるべきだと思います。

雨除け工事を

本所　落書生

入替採用の時には私はいつも思うのですが、私病で死んだ組合員の子弟の入替採用はできないだろうか。病気で一家の主人が死んだとき、子弟が入替採用が出来たら組合員の家族はどんなに助かることでしょう。

一昨年六月、繰込時における敬称問題から起きた職場民主化は「さん」づけ運動となり、職制の支配を排除するという最初の姿から無意識の中に「さん」と「君」が使い分けられている疑問を、皆で話合い、研究するまでに大きく発展した。この運動にたいする批判会と賛同者の数が多くなるのに比例して、職場の歴史はしだいに塵りかえられ、親密感をともなつたこの呼び方は、同志の結束と自覚を促すのに大きく役立つた。

皆で話合い分析してみることも職場闘争の大きな部門に属するのではなかろうかと考えて、私達の職場の小さなできごとを発表する。

金受日にいつも思うことですが、現在三川で金受日には講堂横の窓口からもらつているのですが、ひさしの短いのがあるだけで、給料をもらうためには何時も列をつくつてならびます。それで雨でもふればぬれるし、汚くてとてもタマりません。何とか雨が降つても気持よく並んでもらうようには工事をできないのでしょうか。（三川　S生）

【お答え】　前にも声があつたので、会社と交渉しヒサシを長く三列位まで並んで入れるようにしました。だがこれ以上長くすると講堂の衛生環境が悪くなるし、給料渡し専門の建物ではないのでこれ以上は困難です。（支部労働部）

入替採用について

とでしょう。

また停年入替も停年前ばかりでなく、停年後も一年か少くとも半年位は入替採用はできないだろうか。坑内夫が停年まで務めれば十五年で五十五才で厚生年金がもらえるのだが、人の話では停年（五十五才）一年前に入替採用でやめれば、六十才にならねば厚生年金がもらえないという話ですが、これがほんとうなら組合でも考えてもらわねばなりません。組合では組合員である間だけでなく、死んだ後停年になつた人のためにも一年位は世話してもらうようにたのみます。

労働協約も改正の時です、組合の考えをおねがいします。

入替は別途考慮

入替採用の制度が実施されて四回目を迎えていますが、執行部としても今までの経験や皆さんからの要望を加えいろいろ改善したい点も検討していますので労協改正とは別に現在中央の生産会議の中で交渉しています。

なお停年に関しての厚生年金の問題ですが、法の第一種と第三種の取り扱いを混同されているようにも思われますので、念の為に法第三十一条の内容を抜粋して御参考に供します。

老令年金の受給条件は第一種（坑外夫）は二十年以上又は四十才以後に十五年以上被保険者であつたもの、受給開始は六〇才以上で退職又は退職後六十才に達した翌月より。第三種（坑内夫）被保険者期間が十五年以上又は三十五才以後に十一年三カ月の被保険者期間があれば受給資格が生れる。

受給開始は五十五才で退職、又は退職後五十五才に達した翌月より支給される。（編記局）

敬稱問題について

本所　西山　弘

若い人を呼び捨てにしたり「君」づけで作業指示をなし、また同志を呼び合つている職場が案外に多いように思う。敬称に「さん」と「君」がたくみに区別して取扱われていることは常識のようになつている。だが私達の職場では場所、時間等に関係なく、すべての人に用いる敬称を「さん」に統一しているので、某さんと呼ぶことが全く習慣となり、呼び捨てや「君」という呼び方は絶対にきくことはできない。

一昨年六月、繰込時における敬称問題から起きた職場民主化は「さん」づけ運動となり、職制の支配を排除するという最初の姿から無意識の中に「さん」と「君」が使い分けられている疑問を、皆で話合い、研究するまでに大きく発展した。この運動にたいする批判会と賛同者の数が多くなるのに比例して、職場の歴史はしだいに塵りかえられ、親密感をともなつたこの呼び方は、同志の結束と自覚を促すのに大きく役立つた。

皆で話合い分析してみることも職場闘争の大きな部門に属するのではなかろうかと考えて、私達の職場の小さなできごとを発表する。

一方的な借地代値上

四山　富田生

私は荒尾市内に自宅を所有し、毎年二千円の借地代を支払つていましたが、最近地主から八千円に値上げしたいといつてきました。理由をたずすと、昨年七月一日から借地代の統制がとけたので、戦前の借地代に換算すると一畝（三十坪）で米一俵とし、一俵四千円だから八千円になるというのですあまりにも一方的な地主の云い分に対して、どうすればよいでしようか。

借地人の団結を

この問題は昭和三十一年七月一日土地家屋賃貸価格統制令（土地家屋などの賃貸料金を固定資産評価額の千分の三でおさえた法律）が延べ面積が建坪および敷地三十坪を越えたもののみこの法令の枠からはずしたため、地主が一方的な解釈をし統制令施行前の一般慣習をそのままウノみして勝手に決め借地人におしつけているものです。これはあくまで両者が十分に話合いお互いが諒解して決めなければなりません。しかしこの統制令をといた目的が保守党内閣の地主よう論の一かんであり、三十坪以下の統制令解除の前提であると考えるとき、これがすべての借地人に類を及ぼすので、革新議員団としては、まず地主攻勢をはね返す対策として借地人組合の結成が必要であることを確認し、現在調査中です。借地人皆さんの積極的なご協力を希望します。

（政治局）